

大

第 4 号様式

流 秘 第 1 8 3 号

令和 7 年 3 月 2 4 日

(宛先) 流山市監査委員

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和 7 年 2 月 2 0 日付け流監第 1 0 7 号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号	令和7年2月20日・流監第 107 号		
監査の種別	定期監査・行政監査		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
総合政策部秘書広報課	意見	伝票処理の誤りにより、本来支出すべき事業とは異なる事業にて支出していた。事業別予算の考え方に基づき、適正な予算執行がなされるようチェック体制の強化を図られたい。	本検討・要望事項について課内回覧を行い、周知しました。今後は、伝票起票の際に正しい事業での支出となっているかどうか複数人での確認を徹底し、再発防止に努めます。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。